第

7 4 4 8

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブ FAX ニュース

(2024年)令和 6年 7月 8日 月曜日

発行所

株式会社 FP シミュレーション

大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX: 06-6209-8145

4 不正な免税 110番

♀: 国税庁では、消費税の免税制度を悪用している人達の情報を受け付けていると聞きました。どのようにされているのですか?

A:次のようにされています。

【解説】

近年、免税店における不適切な免税販売や 免税購入した者による免税購入品の不正な横 流し等が疑われる事案が相次いでいます。こ うした事態に対して、令和6年度税制改正で は、抜本的な制度の見直しが行われたところ ですが、国税庁においても、制度の適正運用に 向けて取り組んでいくことが重要として、通 報窓口「不正な免税110番」を設けて、免税点 制度を悪用している人や店舗に関する情報を 受け付けています。

具体的な情報の例は、次のとおりです。

- ・免税店において、不正な免税購入(転売目的 での免税購入)を行っている者・グループに関 する情報
- ・免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者(いわゆるブローカー)に関する情報
- ・ブローカーと通じて、不正に免税販売を行っている免税店に関する情報
- ・免税購入品を買い取る者又は店舗に関する 情報

※ 情報については、具体的な手段・方法に 関する情報、人物・グループに関する情報、不 正購入しているグループ等が使用している車 両に関する情報、悪用されているパスポート に関する情報などその内容は問われません。





TAX FREE

